

資料 4

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援」について

令和4年3月25日

千葉県こども未来局こども未来部幼保支援課

1 事業概要（国資料）

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集回活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、
・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う
利用料；どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

2 対象事例

(1) 園舎、園庭が基準を満たさない通園施設

- ・園庭面積や設備が基準を満たさず、認可施設となっていない
- ・英語教育など、独自の教育方針を持っている施設が多く、1日4時間程度の利用も多い

(2) 各種学校

- ・外国にルーツを持つ子どもが通うインターナショナルスクールなど
- ・認可施設又は認可外保育施設双方の要件を満たさない

(3) 自然体験活動を行う団体

- ・地域の豊かな自然を活かし野外での活動を行う
- ・特定の園舎や設備を持たないことから、施設としての認可等を受けていない

なお、現在のところ、市外で(3)自然体験活動を行う1団体（本市在住の子どもが通う予定）から相談を受けています。

3 子どもプランへの位置づけ

- ・地域子ども・子育て支援事業の1メニューとして、提供区域ごとの量の見込み並びに、提供体制の確保の内容及びその時期を定める必要あり

4 子ども・子育て会議（11/18）における主なご意見

課題	意見概要
1 事業の継続性 (特に新規事業者)	<p>地域で実績を積んでいる団体はよいが、新規参入の団体はきちり審査しないと継続性が危ぶまれる。養成校としても卒業生の就職先として考えてしまう。</p> <p>小学校との接続など、幼児教育は極めて大事。継続性を保てるようしっかり審査すべき。</p>
2 教育の質	<p>幼児教育の本質から外れた勉強中心の活動などにも公的資金を入れてよいのか。監査が要綱レベルということも含めて危惧する。</p> <p>公的資金を投入しているのだから、行政でしっかり審査をしないと、保護者は教育方針に賛同していても、子どもが不利益を被るのではないか。</p> <p>認可施設でも、驚くほど質が低いところがある。国の基準通りに何でも認めていくと、同じことになるのではないか。</p>
3 市内の幼児教育ニーズに与える影響	<p>認可の幼稚園が定員割れしているところ、色々な団体が参入してくると混乱するのではないか。</p> <p>幼稚園の認可にあたっては、県は私学審議会でも需給調整を含めて審議している。子ども・子育て会議で個別に審議するなど、慎重に対応してほしい。</p>
4 今後のスケジュール	<p>議論を積み重ねてシステムをしっかり構築してから実施してほしい。</p> <p>次回の会議（3月）が最終決定となるが、事前に検討情報をいただけるとありがたい。</p>

5 対応（案）

子どもの安全確保などについて、国基準に一部上乘せし、事業実施

項目	国基準	千葉市（上乘せ等の概要）
事業実績	—	【市独自】令和4年4月時点で3年以上
職員の数および資格	3歳児 20：1 4・5歳児 30：1 幼稚園教諭、保育士、看護師が1/3以上	【国基準に上乘せ】野外保育については半数以上が以下を満たす【努】 ○自然体験活動の経験あり ○救急救命講習などを受講
設備（有する場合）※	集団活動室（1.65㎡/人以上）、便所（手洗設備含む）、調理設備（提供する場合のみ）	【国基準を変更】園舎がある場合は国基準通り、 <u>園舎がない場合は、</u> ・ <u>荒天時避難可能な構造物及び設備並びに手洗設備、便所</u> ・危険防止や <u>遭難防止</u> の措置
非常災害に対する措置	・消火用具、非常口等必要な設備、計画や訓練実施 ・建物がない場合には、活動実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策	【国基準に上乘せ】 ・ <u>月1回、環境に対応した避難訓練を実施</u> ・ <u>非常用物資の備蓄</u> 【努】
集団活動内容※	幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫 ・活動方針に基づいた計画を策定	【国基準どおり】

項目	国基準	千葉市（上乘せ等の概要）
給食（提供する場合）※	年齢、健康状態（アレルギー含む）等に配慮、献立に従って調理	【国基準どおり】
健康管理・安全確保	日々の健康管理、必要な安全管理	【国基準に上乘せ】 ・事業者が賠償責任保険に加入 ・子どもが傷害保険に加入【努】 ・医薬品その他の医療品の整備【努】 ・医師や消防署、警察署への協力要請【努】
利用者への情報提供※	活動内容について、利用者への書面の交付等を通じた説明・情報提供	【国基準に上乘せ】HPやSNS、広報誌などで活動の内容を市民に公開
備える帳簿※	職員、幼児の状況を明らかにする帳簿等	【国基準どおり】
会計処理※	下記により適切な会計処理が確認可能 ・財政及び経営の状況について真実な内容を表示 ・全ての取引について、正確な会計帳簿を作成 ・財政及び経営の状況を正確に判断可能なように必要な会計事実を明瞭に表示 ・会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法について、毎会計年度継続して適用	【国基準に上乘せ】 過去2年度分の決算書類が閲覧可能であること

【努】努力義務

※ 市町村の裁量で変更可。その際は合議制の機関で審議

6 スケジュール（案）

令和4年 4月 実施団体から基準適合申請、審査、決定
決定後、団体を通じて保護者に周知
7月～ 保護者から申請書類を受領、四半期ごとに支払い
予定